

平成 14 年 11 月 1 日

中部銀行の営業譲渡に係る基本合意について

株式会社中部銀行
金融整理管財人

1. 営業譲渡先選定の経緯

平成 14 年

- 3 月 8 日 中部銀行に対し、管理を命ずる処分発令。金融整理管財人選任。
- ～3 月 28 日 金融整理管財人より、地域金融機関を中心に、受け皿となる可能性のある先に幅広く接触。
- 3 月 28 日 日本承継銀行と営業譲渡契約書締結。
- ～7 月 金融整理管財人より、受け皿となる可能性のある先に接触。
- 4 月～7 月 上記接触先の中から引受に関心を示した先と守秘義務契約を締結、詳細資料を先方に提供。
- ～10 月 候補先によるデューデリジェンスの実施。
- 11 月 1 日 清水銀行、静岡中央銀行並びに東京スター銀行の 3 行を受け皿とすることを決定し、受け皿、日本承継銀行、中部銀行の 3 者間で「営業譲渡に関する基本合意書」を締結。

2. 選定に当たって重視したポイント

- (1) 預金者及び善意かつ健全な債務者の保護
- (2) 静岡県地域等をはじめとする当行営業エリアの金融安定化と金融システムの維持に貢献
- (3) 地元金融円滑化等の観点からの地元金融機関を中心とした営業譲渡先の選定

3. 基本合意書の骨子

- ①平成 14 年 11 月末までを目処に営業譲渡契約を締結する。
- ②営業譲渡日は、今後協議のうえ決定。
- ③中部銀行から日本承継銀行への営業譲渡日と、日本承継銀行から受皿 3 行への営業譲渡日は同日とする。
- ④営業譲渡の対象は、清水銀行が静岡県内の 29ヶ店、静岡中央銀行が静岡県内の 11ヶ店、東京スター銀行が東京都及び神奈川県内の 4ヶ店。
- ⑤受皿 3 行の承継資産は、日本承継銀行が中部銀行から譲受ける資産とする。
- ⑥承継資産の譲渡価格については、今後協議のうえ決定。
- ⑦預金等の負債及び付随業務は全て承継。
- ⑧その他詳細については、今後、受け皿 3 行、日本承継銀行、中部銀行の 3 者間で協議のうえ決定する。

4. 今後のスケジュール

平成 14 年 11 月末までを目処に、受け皿 3 行、日本承継銀行、中部銀行の 3 者間で営業譲渡契約を締結する。